

ベトナムのグリーン・ホライズンを切り拓く ：政策、金融、炭素市場（2025-2030）



背景と規制の基盤

国内インセンティブ - 銀行・税制優遇措置（2026年見通し）

- 「2%補助金」というゲームチェンジャー：財務省の新政令（2025年10月草案）は、「グリーンタクソノミー」認証プロジェクトに関する融資に対し2%の金利補助を提供する。これは環境保護基金などの予算外国家資金に適用され、商業グリーンクレジットパッケージにも拡大される。
- 免税措置（2025年法人税法）：2025年10月1日より、グリーンボンドの利息収入は法人税が正式に免除される。これにより機関投資家が通常の社債よりグリーンボンドを購入する強力なインセンティブが生まれる。
- 銀行改革：「上限撤廃」ルール：2026年より、ベトナム国家銀行（SBV）は高効率・グリーン基準を満たす銀行に対する厳格な信用成長上限を廃止する。これにより銀行は認証済みグリーンプロジェクトへの融資枠が「無制限」となる。



背景と規制の基盤



国際気候資金 - 多様化する状況（2025年時点）

- **Tier 1 : 開発金融（中核）** : JETP（155億ドル）が注目を集める一方、ADBと世界銀行が依然として主力。2025年半ば時点で、ADBは気候変動に強いインフラに約40億ドル（2024-2026年）をコミットしている（水、廃棄物処理、送電網のプロジェクトは、こうした「政府保証付き」融資をターゲットとすべき）。
- **第2層 : 炭素収益（第6条及びJCM）** : ゲームチェンジャー：2025年9月、ベトナムはシンガポールと第6条実施協定を締結。これによりベトナム企業は炭素クレジットを直接シンガポールに売却し外貨を獲得可能となり、収益の5%は明示的にベトナムの気候適応対策に充てられる。日本（JCM）はハイテク設備補助金（最大50%の設備投資支援）で引き続き活発。
- **実証事例** : 2025年9月にVP銀行が発行した3億ドルのサステナブル債（IFC保証付き）は、信頼できる枠組みがあればベトナム発行体が世界のグリーン資本にアクセスできることを証明した。

背景と規制の基盤

- ・ベトナムはもはや2050年ネットゼロを「約束」しているだけではない。それは法制化されている。
- ・政策：政令119/2025/ND-CP（2025年8月施行）において、2025年末に開始予定のカーボン市場パイロット事業に関する最終的な規則を定める。
- ・エネルギー転換：再生可能エネルギー容量の推進役として、第8次電力開発計画（PDP8）実施計画と2024年電力法が位置づけられている。



**CLIMATE
FINANCE**



ing the Power of Climate Finan

企業の活動 －コンプライアンスを超えて

- ・**銀行業**：主要プレイヤー（VCB、BIDV）はIFCの支援を受けた特定のグリーン融資パッケージを開している。
- ・**サプライチェーン圧力**：現地法だけでなく、EUのCBAMや米国のESG要件が、ベトナムの輸出業者（繊維、電子機器）に競争力を維持するため、早急な脱炭素化を迫っている。



排出量取引市場（ETS） －「パイロット」段階の現実

- ・ タイムライン：パイロット段階（2025年末～2028年）。2029年に本格稼働。
- ・ 対象セクター：電力、鉄鋼、セメント（「三大排出源」）。
- ・ 仕組：当初は排出枠の無償割当。モニタリング（MRV）は義務。
- ・ プラットフォーム：HNX（ハノイ証券取引所）が運営。金融決済はVSD（ベトナム証券保管機構）が担当。



機会 - オフセットとボランタリー市場

- ・「黄金律」：新法令では、施設は排出量の最大30%をカーボンクレジットで相殺できる（以前の草案では10%だった）。
- ・市場シグナル：これにより、高品質な炭素クレジット（森林・REDD+、再生可能エネルギー、バイオガス）に対する国内需要が即座に生まれる。
- ・自主的市場：ETS未参加企業（例：繊維産業）がブランディングや輸出目的で「カーボンニュートラル」を主張する場合に依然として重要である。



企業行動計画

- ・ **温室効果ガスインベントリ（数値を把握せよ）**
 - ・ Decision 13/QD-TTg（2024年10月発効）により、義務対象施設はエネルギー、運輸、建設、工業プロセス分野の2,166施設に拡大された。
 - ・ 「**遡及**」チェック：このリストに掲載されている場合、2024年度インベントリ報告書は2025年3月31日までに提出しなければならない。これを逃した場合、既に非準拠状態にある。
 - ・ **スコープ1とスコープ2**：スコープ1（直接排出）：ボイラーや車両で燃焼した燃料。スコープ2（間接排出）：EVNから購入した電力。
 - ・ **対応策**：リスト未掲載でもEU/米国へ輸出している場合は、今すぐ自主的なインベントリ作成を開始すること。ベトナム政府の規制より先に、サプライチェーンからの圧力（スコープ3）に見舞われることになる。

企業行動計画

- ・ **MRVシステムの構築（市場の「通貨」）**
- ・ **重要性**：炭素市場において、データ=金である。データが検証（MRV）されなければ、クレジット取引も罰則回避もできない。
- ・ **落とし穴**：多くの企業はデータ収集を外部コンサルタントに100%依存している。
- ・ **解決策**：内部能力を構築する。リアルタイムのエネルギー追跡のためにデジタルメーター（IoT）を設置する。
- ・ **標準化**：自社の方法論がISO 14064-1および該当する認証機関（LM）の業界別ガイドラインに準拠していることを確認すること。検証機関に却下された報告書は無駄な投資となる。

企業行動計画

- ・ **グリーン移行戦略**（削減を優先し、次にオフセット）
 - ・ **差し迫った期限**：決定13リストに掲載されている施設については、温室効果ガス排出削減計画（2026–2030年）を2025年12月31日までに提出しなければならない（あと数週間！）。
 - ・ **効率化を最優先**：ボイラーと冷却設備の更新は投資回収が最も早く、ベースラインを恒久的に低下させる。
 - ・ **再生可能エネルギー**：直接電力購入契約（DPPA）制度（政令80/2024）を活用し、クリーンエネルギーを直接調達することで、スコープ2排出量を削減する。
 - ・ **戦略的オフセット**：クレジットの購入はまだするな。2025年末/2026年初めのパイロットオークションを待って価格下限を把握せよ。排出量の「削減困難な」30%に対してのみオフセットを使用する計画を立てること。

結論



「様子見」の時代は終わった。政令119号と決定21号が正式に発効し、規制枠組みが完成した。2025年12月に慌てて報告する企業は、早期に始めた企業よりも高い運営コストを負担することになる。



グリーンは新たな「信用スコア」だ：金融アクセスは二極化する。「タクソノミー準拠」プロジェクトは低コスト資金（新規2%利子補助・国際グリーンボンド経由）を調達可能。「ブラウン」プロジェクトは融資枠縮小に直面する。



炭素は資産：炭素を単なる税・手数料と見なす段階から、取引可能な資産として捉える段階へ移行している。パイロット市場（2025-2028年）は、2029年に本格市場と完全な金融制裁が導入される前に、取引戦略を学ぶ低リスクの「サンドボックス（試行環境）」となる。